

福島国際研究教育機構連携推進事業（周辺環境）業務委託仕様書（プロポーザル用）

この仕様書は、福島県（以下「県」という。）が検討を行う「福島国際研究教育機構連携推進事業」の実施に当たり、知見等を有している受託者へ委託する「福島国際研究教育機構連携推進事業業務」（以下、「本業務」という。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務の概要

- (1) 委託業務名 福島国際研究教育機構連携推進事業（周辺環境）業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和7年3月26日（水）まで

2 業務の目的

本業務は、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すものとして令和5年4月に設立した福島国際研究教育機構（以下、「F-R E I」という。）について、F-R E IやF-R E Iの活動に参画する国内外の大学、研究機関、企業等の研究人材等（以下、「F-R E I研究者等」という。）が居住や滞在の形で立地地域や周辺の福島浜通り地域等に集積し、地域内で研究活動を行うために、F-R E I研究者等の居住が想定されるエリア内の現況や課題などについて調査を行い、F-R E I研究者等の居住促進に繋げる。

3 委託業務内容

- (1) F-R E I研究者等が居住するに当たっての課題等に関する調査・整理
 - ・ 浜通り15市町村を対象として、F-R E I研究者等が今後、500名程度の規模で居住する想定とした場合に、F-R E I研究者等が居住・生活していくに当たって、必要なサービス・整備などの課題について「住宅、買い物環境、医療、教育、交通」の分野毎の現況や課題に関して調査・整理を行う。
 - ・ 課題の整理に当たっては、課題の対象者を「研究者（家族含む）」、「外国人研究者（家族含む）」、「一般生活者」で分けを行い、それぞれの対象者に対する現況、課題を調査・整理を行うとともに、調査対象エリア内の市町村毎に、課題への対応状況を調査・整理する。なお、分けについては、企画提案においてより効果的な分けがあった場合、企画提案による分けとし調査を行う。
 - ・ なお、調査に当たっては、F-R E I役員等及びF-R E I研究者等に対するヒアリングも踏まえた上で、企画提案により提案があった下記の手法等で調査・整理を実施すること。
 - ・ 調査手法については、デスクトップ調査（文献調査を含む）、有識者や自治体等に対するヒアリング調査、浜通り地域等や国内先進事例地域（県外）への現地訪問による調査をすること。
 - ・ 有識者に対するヒアリングは3名程度以上、国内先進事例地域への現地訪問による調査は2箇所程度以上、その他現地訪問を行わない国内外の先進事例については国内海外それぞれ5箇所程度以上のデスクトップ調査またはヒアリング調査をすること。

と。

また、調査対象エリア内の市町村を対象としたデスクトップ調査を行い、必要に応じヒアリング調査等を追加的に行うこと。

なお、ヒアリング調査並びに現地訪問による調査については、基本的に県の担当者も同席する。

なお、有識者、民間企業、自治体等に対してヒアリングを実施する場合、ヒアリング内容の検討、ヒアリング先との連絡調整、実施に関する運営補助、資料作成、議事録作成等を行うとともに、有識者に対して旅費及び謝金の支払いを行うこと。

(2) F-R-E-I 研究者等の生活環境の充実に向け、関係市町村が広域的に連携する取組の方向性の調査・整理

- ・ (1) の調査を踏まえ、F-R-E-I 周辺の関係市町村が広域的に連携することで、F-R-E-I 研究者等の生活環境の充実・向上に繋がる取組（ソフト事業を想定するが、調査の結果、インフラ整備に関する取組の必要性がある場合はこの限りではない。）や先端技術を活用したまちづくりの可能性などについて調査・整理を行う。

(3) 調査結果の市町村への情報提供に向けた準備

- ・ (1) 及び (2) の業務の結果、整理された課題・取組の方向性などについて、市町村毎への情報提供を前提に取りまとめを行うこと。情報の整理の手法については、企画提案を踏まえた内容とする。

(4) 報告書の作成

- ・ (1)、(2) の業務及び (3) による情報提供の内容について、報告書を作成すること。

(4) その他

- ・ 調査・整理に当たっては、F-R-E-I 経営企画課及び復興庁 F-R-E-I 室との綿密な調整・連携を行うとともに、調整等に当たって必要となる資料作成及び連絡調整の補助を行うこと。

4 成果品

本業務において作成した事業報告書（任意様式）を提出すること。

- (1) 提出期限：令和 7 年 3 月 26 日（水）
- (2) 提出部数：紙媒体… 5 部、電子媒体（PDF データ）… 1 式

5 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を県の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届（別記第 1 号様式）… 契約締結後速やかに提出
- (2) 委託業務完了届（別記第 2 号様式）… 業務完了後速やかに提出
- (3) その他県が必要と認める書類

6 契約に関する条件等

- (1) 機密保持

受託者は、本契約中に知り得た情報を他に漏洩してはならない。

(2) 再委託について

業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、県の承認を得ることとし、その際は、予め再委託の相手方の商号又は名称及び住所、並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出すること。

7 その他

- (1) 調査にあたっては、県と十分に協議を行うこと。
- (2) 成果品の著作権は県に帰属する。
- (3) 県は必要がある場合には、委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める業務の実施に当たって疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議し、これを定める。